

委員会出席謝金等支給規程

公益財団法人産業構造調査研究支援機構

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人産業構造調査研究支援機構の理事会・評議員会・選考委員会等（以下「委員会」という。）の理事・監事・評議員・選考委員会委員（以下「委員」という。）に対して支給する出席謝金等に関する事項を定めることを目的とする。

(種 類)

第2条 委員会に出席した委員に対しては、その都度、出席謝金及び交通費を支給する。

(出席謝金)

第3条 委員会に出席した委員に対して支給する出席謝金は、1回につき30,000円とする。

(交通費)

第4条 委員会に出席した委員に対して支給する交通費は、1回につき10,000円とする。ただし、居住地から会議場までの往復交通費が10,000円を超える場合には、その往復交通費相当額とする。

附 則

この規定は平成24年4月1日より施行する。

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

公益財団法人産業構造調査研究支援機構

本法人における理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給については、定款において、その基準を定めているところである。なお、個々の支給については、評議員会において別に定めている「委員会出席謝金等支給規定」（別紙参照）により支給することとしている。

○定款抜粋

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員に対しては、評議員会等への出席謝金として、1人1回につき3万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を支給する。

（報酬等）

第27条 理事及び監事に対しては、理事会等への出席謝金として、1人1回につき3万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を支給する。